

浦安市国際交流協会 選挙管理委員会規程

(趣旨)

第1条 役員（三役）選出に関する細則第5条に基づき、三役の選挙が公正に行われるためにこの規程を定める。

(独立性の担保)

第2条 選挙管理委員会（以下委員会という）は運営会議に対して独立の地位を有する。

2 委員会の委員長および委員は、選挙権および被選挙権を有しない者とする。又同様に、立候補者の推薦者となることはできない。

(組織)

第3条 選挙管理委員会は、委員長1人、委員は2名以上6名以内で構成する。

2 委員長は運営会議が委嘱する。委員長は委員会を主宰し、代表する。

3 委員は在籍1年以上の現会員から公募する。委員候補者がいない場合は、運営会議の各部会および委員会から推薦された委員候補者の中から選挙管理委員会が新たな委員を委嘱する。

(委員の任期)

第4条

委員長および委員の任期は、次期の三役改選に伴う新たな委員会の設置までの期間とする。ただし、再任を妨げない。

(選挙管理委員会の業務)

第5条

選挙管理委員会の業務は次の通りとする。

- 一 選挙の告示
- 二 候補者の受付、資格の審査
- 三 立候補者名（推薦者含む）の公表
- 四 投票および開票の管理
- 五 票の効力の判定
- 六 選挙記録の作成
- 七 選挙結果の広報
- 八 上記日程管理
- 九 三役の選挙等に関する細則についての提言
- 十 その他関連必要事項

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、選挙管理委員会が定め、運営会議の承認を得る。

附則 この規程は、2012年1月27日から施行する。